

## 第2章

# ローン契約・社債に付される 財務上の特約に関する 開示ポイント

### 【この章のエッセンス】

- いわゆる「財務維持コベナンツ」のうち、期限の利益を喪失させる効果を有するものその他、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約」の開示が求められる。
- 「財務コベナンツ」への抵触時に臨時報告書の提出が必要となり得る点にも留意を要する。

## 開示対象に関する ポイント

開示対象について、次の論点が挙げられる。

### Q どのような条項が想定されるか？

本改正後の開示府令第2号様式記載上の注意<sup>(3)h</sup>は、一定の財務上の特約その他当該提出会社(連結会社)の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結もしくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合における、当該特約を開示対象と定めている。

ここでいう「財務上の特約」は、「提出会社(またはその連結子会社)が、当該提出会社(または連結子会社)の財務指標があらかじめ定めた基準を維持することができない事由が生じたことを条件として当該提出会社(または連結子会社)が期限の利益を

喪失する旨の特約に限る」とされていることから、この特約に含まれるのは、あくまでいわゆる「財務維持コベナンツ」のうち、期限の利益を喪失させる効果を有するものに限られる。

そのため、「財務上の特約」には、Change of Control条項や担保制限条項、配当等制限条項などのいわゆる「追加負担制限コベナンツ」や、債務者に事由発生を報告を義務づける「レポーティング・コベナンツ」などは開示対象に含まれないほか、財務維持コベナンツのうち、格付などの非数値基準を維持するよう求めるものや、抵触時の効果として利率の引上げや追加担保の提供など期限の利益喪失以外のもののみが定められているものも、本改正による開示対象に含まれない<sup>(7)</sup>。

ただし、本パブコメにおいては、

これらのコベナンツが財務上の特約以外の「その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約」に該当する可能性があることを明示的に否定していない。そのため、いわゆる財務維持コベナンツに該当しない場合であっても、その重要性に応じた開示の要否を検討する必要があることには留意を要する。

(7) 本パブコメ28頁72番・29頁76番・77番。

### Q 少額のローン契約にすぎない場合も、財務上の特約等の開示が必要か？

もつとも、当該ローン契約が少額である場合には、典型的に、当該ローン契約に係る期限の利益の喪失が提出会社の財政状態等に及ぼす影響の程度は低いものとなる。そのため、様式上、ローン契約に係る債務または社債の期末残高が最近事業年度の末日における純資産額の10%未満の額である場合には、開示の対象に含まれないこととされている。

ただし、有価証券報告書および有価証券届出書においては、複数の